

「子ども」の意志・教育の責任

——民事判例に見る「いじめ自殺」をめぐる意味論の現在——

元 森 絵里子

1 「いじめ自殺」をめぐる社会の諸論理

(1) 子ども・教育問題としての「いじめ自殺」——社会構築主義の先行研究

いじめが社会問題となって久しい。とりわけ、「いじめは自殺を帰結するような恐ろしい問題である」という認識が、人々の間に曖昧に存在する。だが、実際にいじめ自殺の件数は、統計上最多であった平成25年（2013）でも年間18人である（表1）。計上に要求される要件が緩和・拡大されていくにつれて数値が増えていることから、暗数の存在があることは容易に予想されるが、児童

表1 自殺した児童生徒が置かれていた状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	5	1	1	1	4	4	5	7
高等学校	0	0	1	5	2	1	0	0	1	2
計	0	1	6	6	3	2	4	4	6	9

(注1) 児童生徒の自殺において、原因が「いじめの問題」であるもの。平成22年度以降は、「いじめられ、つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかと訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた等」と定義されている。

(注2) 平成17年以前は公立、平成18年以降は国公立小・中・高等学校を対象。

(注3) 平成22年以降は、自殺した児童生徒が置かれていた状況について、自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、保護者や他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目を全て選択するものとして調査。平成24年以降はさらに、警察等の関係機関の情報も追加。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」各年度版から筆者作成。

生徒の自殺に占める割合は多くて3%代後半である。1件の重みを軽視するわけではないが、イメージ上の「いじめ自殺」と実態は乖離している。

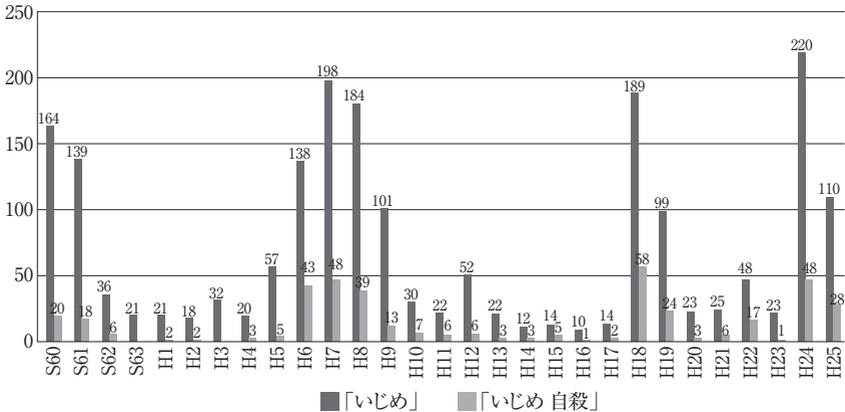
それにもかかわらず、「いじめ=自殺」というイメージが浸透しているのは、いじめによる自殺事件が社会的に注目を集め、報道と実際の自殺の連鎖を産んでいったことによるということはやや学術上は通説と言える。

社会構築主義の立場に立つ研究（山本 1996；伊藤 1997, 2010, 2014；片桐 2002；間山 2002；北澤 2015）によれば、「いじめ」が学校を中心とする子ども人間関係上のトラブルを指すものとして社会問題化したのは、1980年代半ばからである。これらの研究が指摘するのは、この社会問題化が、いじめを苦にした自殺事件を契機としているという事実である（伊藤 2014；今津 2014；北澤 2015）。先行研究は、「いじめ」報道は過去4回波になっているということを通じ指摘する。

図1は朝日新聞の見出しに「いじめ」および「いじめ」と「自殺」の双方を含む記事の推移を示しているが、たしかに4回突出している時期がある。いじめ関係の記事が多い年は「いじめ」と「自殺」の記事が多いことは明らかである。それぞれの波には、「中野富士見中いじめ自殺事件」（1986）、「愛知西尾市中学生いじめ自殺事件」（1994）、「北海道滝川市小学生いじめ自殺事件」「福岡中2いじめ自殺事件」（2006）、「大津市中2いじめ自殺事件」（2012）といった、自殺事案の関連報道が多く含まれている。注目を集めた事件の後の自殺事案が大きく取り上げられたり、「いじめ自殺か？」のように不確定な報道がなされたり、いじめ対策に関する報道がなされたりして報道が波を形作っていく（元森 2014）。また、自殺報道が別の自殺を誘発する面も否定できない（ウェルテル効果）。自殺とは、このように社会的な現象なのである。

ただもちろん、すべての自殺事案が大きく取り上げられるわけではない。大きく取り上げられたのは、第一に遺書が話題になったケース、第二に学校や教育委員会の対応が問題となったケースである⁽¹⁾。そして、そこから、北澤毅

「子ども」の意志・教育の責任



(注) 朝日新聞データベース「聞蔵ビジュアルⅡ」で、1985（昭和60）～2013（平成25）年の、本紙東京版の見出しに「いじめ」および「いじめ」「自殺」の双方を含む記事検索・閲覧し、学校でのいじめ以外の記事を除外した数。（出典）筆者作成。

図1 「いじめ」を含む見出しの記事数（朝日新聞）

(2015) や山本雄二 (1996) が実証して見せたような、メディア報道と行政の調査や報告奨励が相乗的に作用し、子どもたち自身もそれらに基づいて自己の状況を定義するというような自己参照的なプロセスが始まり、「いじめ」と「いじめ自殺」が増幅されていく。

伊藤茂樹は、いじめ自殺問題が1980年頃から高まる学校批判の矛先となったと指摘している (伊藤 2014)⁽²⁾。遺書が注目されていることから、過酷ないじめという問題とそれを放置 (ときには助長) した学校への批判を子どもたち自身が命を賭して行ったという点が衝撃を持って受け入れられている可能性が考えられる。すなわち、「いじめ自殺」は、命を懸けた子どもの「声」⁽³⁾「意志」をすくいとり、子どもを守れない学校教育の責任を追及するという感情を伴って社会問題化したのである。

構築主義的研究は、このような市井の語りの過剰を問題とし、語り方を変えることを提案する (間山 2002; 山本 1996, 2009; 伊藤 2010, 2014; 北澤

2015)。特に、主としてメディアを通してモラルパニックを起こしながら事件を消費すること自体が、いじめや自殺を当の子どもたちに学習させてしまったり、現場の教師を要求過多で追い詰め、結果的に学校や教育委員会の表面的な責任逃れを帰結して必要な対策が後手に回ったりしてといった社会的連関関係が問題視される。筆者も、基本的にこのような問題意識を共有している。

(2) 「いじめ自殺」をめぐる司法の壁——言説領域の自律性と関係性

ただ、このような社会構築主義的な研究の射程を今一度考え直すためにも、今まで社会学ではあまり注目されてこなかった民事裁判の場に目を移したい。たしかに、社会構築主義が従来明らかにしてきたような、メディアや市民、行政の反応にだけ目を向けると、まさにJ. ベスト (Best 2013) の自然史モデルで分析するにふさわしいくらい、「いじめ自殺問題」は着々と社会に定着していったように見える。しかし、それらの「問題」意識の矛先である「いじめ自殺」に対する学校の責任問題が実務的・制度的に決着をつけられる場である損害賠償請求裁判では、学校の責任は簡単には認められてこなかった。この社会は、モラルパニックとも言えるような強度で「いじめ自殺」を問題にする一方で、実務的には、「いじめ自殺」も、それに対する「責任」も、なかなか認めてこなかったのである。

「いじめ自殺」が起きた場合、加害少年に対する少年審判とは別に、被害者の保護者が学校や加害者・その保護者を相手どって損害賠償請求訴訟（民事裁判）を起こすことがある。形式上は損害賠償請求となるが、その第一義的目的は金銭ではないことが多い。田辺公二によれば民事訴訟には「人格訴訟」と「商業訴訟」があり、前者は「相手方の行為の不当に対する人格的非難を国家機関によって公権的にも烙印してもらうこと」(田辺 1964 : 353)であるが、中川明は、いじめ自殺裁判はまさにこの人格裁判にあたりと定義する (中川 2000 : 46)。たとえば「中野富士見中いじめ自殺事件」では、「裁判の目的は、鹿川裕史君

の死を風化させないため、イジメによる自殺の再発防止の具体的指針を裁判上の和解という方法で作り上げることだった」（森田 2000：90）。このような予防体制の構築のほか、死の経緯をめぐる情報開示や事実確認の要望や、文字通り学校の責任を追及するといった目的が、複雑に絡み合っていると見える⁽⁴⁾。

だが、少なくとも形式上は子どもの自殺の責任を問う裁判において、学校に自殺までの責任を認めた判例は後述の3（4）件のみである。しかも、たとえば過労自殺に対する使用者の管理責任を認めた電通過労自殺裁判の判決は、その後の判例のリーディングケースとなったが、これらのいじめ自殺に対する学校の責任を認める判例は、それが規定路線となっていないのである。そう考えたとき、学校の責任を追及する言説がモラルパニックの様相を呈しているのを背景にしながらも、司法の論理は学校の責任範囲を限定し、責任追及のうねりに歯止めをかけているように見える。この齟齬は何を意味するのであろうか。

教育法学においてはこの判例動向を批判的に解説する研究は数多いが（たとえば市川（2007））、社会学的な先行研究として司法の論理を取り扱った研究は、管見の限りでは山本雄二（2009）のみである。そこでは、いじめ自殺の責任を全面的に認めた例外事例とも言える「いわき小川中いじめ自殺事件」訴訟の一審判決文を題材に、教育（学）的観点からの市井の論理と、社会的連帯が弛緩すると人は自殺するというデュルケーム型の論理（「社会学的言説」）と、通常の判例（「司法的言説」）の齟齬という視点からこれを読み解こうとしている。ただ、同事件は1985年に発生し1990年に判決が出ている。同判決から四半世紀が経ち、市井の言説が変化していると同時に、司法の対応も細部において変化しているという点も見逃せない。司法もまた、他の言説領域との様々なフィードバック過程に巻き込まれているのである。

したがって、このような、司法が「いじめ自殺」の社会問題化のまなざしにかける「歯止め」がいかなるものなのかをその昨今の変化とともに確認することは、子どもの死への意志とそれに対する学校の責任といった問題をめぐって、

私たちの社会がどこで綱引きをしているかを、より広い文脈で見ると作業につながろう。それは、過剰な社会問題化の逆機能を論じる既存の研究とも矛盾しないだろうし、「子ども」とは何か、教育とはそれにどこまで責任を負うべきなのかといった現代的論点の、現時点での言説の布置を広い文脈で見ることになるのではないだろうか。

以下、本稿では、判例の論理を整理しつつ、市井の論理との影響関係を含むその落としどころを歴史変化とともに見ることで、この社会が「いじめ自殺」を実務上どう処理しているのかを変化とともに追っていく。

2 「いじめ自殺」裁判の立論とその困難 ——損害賠償請求裁判というアリーナ

(1) いじめ自殺裁判の歴史

いじめに関する裁判の登場は1970年代に遡る。しかし、「いじめ自殺」の裁判として注目を浴び、判例法理が完成していくのは、1980年代半ばのいじめの第1の波に対応する判決からである。

ただ、いじめ自殺の民事訴訟は数として多くはなく、判例も少ない。そもそも先述のように「いじめ自殺」だと判断できる件数自体に限られている上、いじめの事実の立証が困難なため、訴訟自体少ない。加えて、金銭が目的でないことがほとんどのため、「謝罪」等の条件で判決前に和解に至るケースも少なくない⁽⁵⁾。

その中で、「いじめ自殺」における学校の責任を問うたと考えられる判例で、判決文が読めるのは18件である（本稿末尾一覧表、以下、判例に言及する場合は同表の番号を【 】内に示す）⁽⁶⁾。そのうち、学校に対するいじめの責任を一部でも認めたものは7件、自殺までの責任を認めたものは、「いわき小川中いじめ自殺事件」の一審【2】（1985発生→1990一審判決・確定）、「津久井中野

中いじめ自殺事件」の一審【7】および二審【11】（1994発生→2001一審判決→2002二審判決）、「名古屋経済大学市邨中いじめ自殺事件」の一審【15】（転校後の2006年発生→2011年一審判決→2012年二審（自殺の責任認容取消））のわずか4件（事案としては3件）である。

市川須美子（2007）の整理によれば、判例にも波がある。判例の第1の波は、1980年代半ばのいじめの第1の波に対応したものであり、1990年代半ばに訪れる。同様に、判例の第2の波は、いじめの第2の波に対応したもので、2000年すぎに訪れる。

この整理を参照すれば、判例の第1の波以前というのは、いじめに対する世間の認識も固まらず、判例構成自体が確定していない時代と言える。この時代、いじめにかかわらず、学校教育活動に起因する自殺について、学校の責任が認められた事例は皆無である。そして、判例の第1の波では、世間の関心の高まりを受けて、適用条文から模索しながら判例の基本フォーマットができていく。判例の第2の波以降は、判例が定まった中で責任を認定するべく様々な攻防が繰り返される。ただ、細かく見ていくと、個々の判例の判断基準は揺れており、変化もみられる。

そこで、以下では、現時点で通例となっている立論の構成について確認した上で（2章）、上述の18の判例を整理・分類しつつ、判例の変化を確認したい。まず、第1の波を代表する著名な2つの判例を整理し、第2の波へと続く裁判のフォーマットが完成したことを確認する（3章）。さらに、第2の波以降、そのフォーマットにのっとってかなり細分化された判断が適用され、なかなか全面的な責任追及には至っていない様を確認する（4章）。そして、このような中、近年に近づくほど変化も見られることを、その立論の特徴と共に確認する（5章）。そこから、表面上の勝訴・敗訴とは別に、判例の趨勢が微妙に変化していると同時に、にもかかわらず変化しきれていないということを指摘し、市井の言説も振り返りつつ、子どもの死への意志と学校の責任をめぐる言説の布置

の現在を考察する（6章）⁽⁷⁾。

（2）いじめ自殺裁判の立論

いじめ自殺についての民事裁判を起こす場合、真の目的が金銭でなくとも、損害賠償請求裁判という形式にのっとって学校の責任を問うしかない。その立論については、実際の訴訟では、原告側立論時に予防的に複数の根拠条文をあげることも行われているが、第1の判例の波を経て、現状ではほぼ構成が確定している。判例の読解の前提となるので、まずそれを確認しておきたい。

学校の責任を問う損害賠償請求訴訟を行う場合、現在は不法行為構成が一般的である⁽⁸⁾。国公立の学校を相手どる場合、国家賠償法第1条第1項（「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」）に基づき、学校側の安全配慮義務違反や注意義務違反、いじめ防止義務違反等を問う。学校設置者（中学校の場合は多くは市町村）に加えて、同第3条によって都道府県に請求を行うときもある。なお、私立学校の場合は、民法第715条（使用者責任）に基づいて不法行為責任を問うことになる。これらはすなわち、いじめを放置した、ないし、適切な介入をしなかったという学校の安全配慮義務違反が、自殺という最終的な損害をもたらしたと見なし、損害賠償責任を求めるという理屈をとっていることになる。

なお、本稿の主旨からは逸れるが、加害者に対しては、民法第709条（不法行為による損害賠償請求）に沿って請求を行うことになる。判例上は、小学校卒業程度で不法行為責任は問えるため、いじめが問題となる小学校高学年以上の事案では、ほぼいじめ加害者本人の責任を問うことは可能である。加害者に不法行為能力がなく、直接責任追及できない（可能性のある）場合は、民法第714条第1項（責任無能力者の監督義務等の責任）に基づき、その保護者の責任を問うこともある。また、加害者本人に加えて／の代わりに、加害者の保護者

に民法第709条に基づく不法行為責任（この場合は、具体的には監督義務責任）を問うこともありえる。本人や親を訴えるか学校を訴えるかの判断はケースバイケースと言えるが⁽⁹⁾、ここでは学校の責任を問うた場合のみを考える。

（3）自殺の予見可能性という壁

さて、自殺の損害賠償請求が、この不法行為構成でなされた場合、学校に不法行為（安全配慮義務違反）があったかどうかに加えて、仮にそれがあったとして、生徒の自殺までの賠償責任を学校に負わせることができるのかが問われることになる。すなわち、学校の安全配慮義務違反という不法行為と自殺という損害との関係性の認定がなされることが、裁判上の鍵となるのである。ここに、責任認定に向けての最大の壁がある。

少なくとも日本の伝統的な学説と実務上は、民事裁判において不法行為と損害の間の関係性を問う際には、「相当因果関係」が問われることが一般的である（潮見 2009：49）。この考え方において、事実レベルで不法行為と損害との間の因果＝条件関係が認められる「事実的因果関係」に加えて、その行為が結果発生にとって「相当性」を有することが要求される。損害賠償の際も、通説・判例は、「賠償されるべき損害は、加害行為（もしくは権利侵害）と相当因果関係のある損害に限られる」としている（同：67）。

加えて、判例において、不法行為の損害賠償の範囲の確定の際には、民法415条（債務不履行による損害賠償）が類推適用されることになる⁽¹⁰⁾。これは、いじめ自殺裁判において、国賠法構成の場合も民法第715条構成の場合も同様である。このことが、いじめに限らず、自殺の損害賠償請求一般に大きな影響を及ぼしている。というのは、債務不履行の損害賠償範囲に関わる、以下の民法第416条（損害賠償の範囲）も適用されることになるからである。

1. 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき

損害の賠償をさせることをその目的とする。

2. 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

一般に第1項が「通常損害」、第2項が「特別損害」と呼ばれる。これにより、ある損害が賠償されるには、その損害が当該不法行為があったら「通常生ずべき損害」と見なされる必要がまず生ずる。そうでない「特別の事情によって生じた損害」と見なされた場合、「当事者がその事情を予見」できたことが必要となる。自殺の場合、それが「通常生ずべき損害」なのか否かと考えると、常識的に考えてもそこまでは言いきれない。そこで、では「特別損害」だとなると、当事者（この場合は被告にあたる学校）が自殺という損害を予見できたか否か（「予見可能性」）が焦点となってしまうのである⁽¹¹⁾。

近代法上、「自殺は被害者の自由意思による選択であり、加害者は責任を負わない」というのが伝統的な考えである」（采女 2007：32）。つまり、自殺は意志（意思）⁽¹²⁾ によるものであり、それは他人が認識するのは「極めて困難」なものとして見なされている。精神的に追い詰められた末の決断を「意志（意思）」と呼べるかどうかには、日常感覚では大いに留保が必要である。しかし、法律論上では伝統的に「自殺の意志」なるものが实在視され、まさに、その自殺の意志によって、ほぼ必然的に、加害行為と死との間の相当因果関係は中断されてきたのである。

すなわち、現在の通説・判例に従えば、いじめ自殺に関する学校の責任を問う損害賠償請求裁判という形式に乗ってしまった瞬間、学校に不法行為（安全配慮義務違反）があったかどうか、そのことと自殺に事実的な因果関係があったかどうかのみならず、自殺という特別な損害について学校側が具体的に予見可能であったかが問われることになってしまうのである。ここに訴訟の難しさ

がある。

では、特にこの自殺の「予見可能性」なるものをめぐって、いじめ自殺の損害賠償請求裁判の判例はどう推移してきたのか、18の判例から見て行こう。

3 自殺の学校の責任のミッシングリンク

——予見可能性の壁をめぐる初期の攻防

(1) 不可視の「自殺の意志」という問題

一般に「いじめ自殺」の判例だと言われる中で、いじめ=判例の第1の波以前のものは1つしか存在しない。ただ、この新潟加茂農林高の事件(1975年発生、1981年一審判決【1】)の訴訟の判決文では、「いじめ」という言葉は使われていない。その点で、事後的に見出された「前史」とも言える判例である。しかも、その新潟地裁の一審判決は、後の判例から見ればかなり乱暴な形で請求を棄却している。

この判決は、いじめ加害者に暴行・恐喝という不法行為があったことは認めている。さらに、遺書を根拠に、窃盗の濡れ衣をめぐる、学校が具体的な対応をとらなかったことや、自らの正しさが認められない無念が自殺を決意させたであろうことも認めている。にもかかわらず、自殺までの予見は不可能であったという1点で、学校の責任は否定されるのである。その際の論理が以下である。

双方の動静をもつと細かく観察してしてくれたなら、賞樹の自殺を予見することができ、事前にこれを防止するため何らかの手立を講ずることもできたのではないかと考え、無念に思うことも賞樹の両親である原告らの立場からは無理もないことである。とはいえ、自殺は人の内心に深くかかわるものであつて、他人がこれを予見するということは、当該本人が遺書をのこして所在不明になるとか、異常な精神状態にある者が絶えず死を口走

り自殺を試みようとするなど、自殺を裏付けるような当該本人の言動が他人に認識し得る形で現出しない限り、極めて困難なことといわなければならない。（【1】強調引用者、以下同じ）

ここでは、自殺にまつわる判例の定石通り、自殺の予見可能性が問題となっている。そして、それは、原則として「極めて困難」とされているのである。重要なのは、自殺が、他人から見えづらい、当人の内心に関わる行為だとされている点である。

繰り返すように、この判例を「いじめ自殺」に対する判例と見ていかどうか自体には疑問が残る。死の意志の不可視性の一点で請求を棄却するこの判例において、本件が教育や子どもの問題である点は考慮されていないのである。しかし、この判断自体は、生徒間トラブルの結果として生じた生徒の自殺に対する学校の責任をめぐる司法判断の変遷の出発点として押さえておく必要があるだろう。いじめ自殺を損害賠償請求という司法のアリーナに乗せた当初、自殺は意志的行為とされ、そのことが予見可能性（＝学校の責任）をほぼ自動的に棄却する根拠となっていた。自殺の意志を周囲にほめかすなどのかなり限られた状況でないと、学校の責任が問えないという構図になっていたのである。

（2）いじめ自殺の予見可能性不要説——いわき小川中いじめ自殺事件判決

この予見可能性の問題を一気に突破したのが、第1の波の「いわき小川中いじめ自殺事件」の判決（1985年発生、1990年一審判決【2】）である。これは自殺に対する学校の責任を全面肯定したものであり、いじめに限らず、自殺一般での初の学校責任肯定事例である。同時代的文脈においても、80年代的いじめの実態を明らかにし、それを救済する道を開いたものとして評価されている（市川1991）。

判決はまず、加害生徒たちの行為を「いわゆる「いじめ」にほかならず」と

判断し、不法行為の事実を認定する。さらに、学校に対して、全体像把握や協力体制、再発防止策を整えるべきだったが、場当たりの対応が被害を助長させたとして、安全配慮義務違反を認定する。そのうえで、その不法行為と自殺の因果関係についての判断に入るのだが、この判決において、重要なのは、その問題に関する行きつ戻りつする議論の箇所である。

学校内の悪質ないじめにより被害生徒が自殺に至ることがあるということは、前記2（一）のとおり、当時しばしば雑誌、新聞等で指摘されていたところであって、学校側において、前記注意義務を尽くせば、本件いじめの経緯や深刻な実態等を知り得べき立場にあったものであるから、一般論としては清二の自殺も予見不可能なものであったということとはできないかもしれない。しかしながら、通常、いじめを受けて自殺を考える程に苦悩しているというのであれば、その前兆として、教師に対する必死の訴えがあり、それ以上に家人に対する悲痛な叫びのようなものがある筈であり、また、何はともあれ顕著な登校拒否症状が生ずるであろうと考えられる。

ところが、清二の場合には、家人に対してさえも深刻な苦悩の様を明らかにしたということはなく、また、それ程目立った不登校もないのである。
(略)

このように、清二に予て自殺の兆しがあったというまでの事実はおおよそ認められない以上、学校側において清二が自殺することを予見すべきであったということとはできないものと考ええる。しかし、そもそも学校側の安全保持義務違反の有無を判断するに際しては、悪質かつ重大ないじめはそれ自体で必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらし続けるものであるから、本件いじめが清二の心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしも清二が自殺することまでの予見可能性があったことを要しないものと解するのが相当であ

る。(【2】)

ここで裁判所は、「教師に対する必死の訴え」や「家人に対する悲痛な叫び」、「登校拒否症状」といった「自殺の兆し」が他人に観察可能な形で表出しなかった本件に対して、自殺を予見することは難しいといったん述べている。その点で、自殺の予見可能性についての【1】判決の流れに乗っているかに見える。しかし、この判決はそこから一転して、自殺までの具体的な予見可能性は不要とするのである。

自殺が意志的行為であり他人に不可視であるという定石をいったん前提した上で、かつそれを棚上げして学校の責任を問うという構成は、論理的に詰められていないし、かなり奇を衒っている⁽¹³⁾。教育問題に対する法的解決の形式として評価する学説が少なくない一方で（市川 1991；奥野 1991；石橋 2003）、実務上はこの判決は後に続かず、いじめ自殺に対する学校の責任を問う裁判のリーディングケースとはならなかった。

本判決自体がいわき地裁で確定しており、判例上のインパクトとしては弱いということもあろう。さらに、いったん自殺に対する学校の責任を肯定した上で、結局、過失相殺7割（賠償総額1,109万円）という判断が下されている。その際、訴えたり不登校をしたりしなかった本人の責任が4割、機能不全で深刻さを認識できなかった家族の責任が3割とされている。結局、まわりまわって「自殺の意志」は表出が必要であり、親にも不可視の問題に対する責任を学校のみを負わせることはできないという判断がなされているのである。

(3) 通説としてのいじめ自殺特別損害説

——中野富士見中いじめ自殺事件判決

同じ第1の波の判決で別の判断をしたのが、「中野富士見中いじめ自殺事件」に関する高裁判決である（1986年発生、1991年一審判決【3】、1994年二審判決

【4】)。いわゆる「葬式ごっこ事件」として名高い本事件の高裁判決は、いじめの第2の波の時期と重なったこともあり、社会的に大きな注目を集めた。そして、裁判の判例としては、この形がそのあとの基本となっていく。

本事案では、一審二審とも、まず、時期を区切って「いじめ」の事実認定を行っている。さらに、事件当時の文部省等の通達等を参照しつつ、「集団による継続的、執拗、陰湿かつ残酷ないじめ」を問題としている。そのうえで、それに対して学校側が取らねばならなかった対応とは何かを明らかにしたうえで、対応に問題があったか否かが判断されていく。その結果、東京地裁の一審（【3】）においては、自殺の1か月前以降が「いじめ」と認定され、同様にその範囲で学校の安全配慮義務違反が認められている。東京高裁の二審（【4】）は、この認定をやり直し、死の5か月前以降を「典型的ないじめ」と認定し、4か月前以降の学校の安全配慮義務違反を認めている。

このように自死に至る時期を細かく区分することで、実務上は、自殺までの責任があるかないかの二択ではなく、部分的な損害賠償責任の認定が可能となる。その認定の差が、一審400万円、二審1,150万円という賠償額の差となって表れるのである。

だが、このようにいじめに対する学校の責任を一部認めつつ、両判決とも自殺までの責任は棄却している。とりわけ一審判決は、当時の生徒間いじめの「不可視性」に繰り返し言及し、「本件事案は、先にいじめの不可視性として指摘したところがそのまま妥当するような事実に関するものであって」と学校が対応できいなかったのも無理なかったことを強調している。その意味で、安全配慮義務違反自体を軽く見積もろうとしている。さらに自殺の予見可能性判断においては、「自殺の意志」の不可視性が予見可能性の棄却理由としてあげられている。

一中学生の自殺であるとはいえ、それが一個人の人間の意図的行為である

ことに変わりはなく、その最後の一瞬におけるまでその者の意思に依存するものである（略）自殺を執行するに至るかの心理学的・精神医学的な機序（略）は、外部的にはおよそ不可視であって、明白に自殺念慮を表白していたなど特段の事情がない限り、事前に蓋然性のあるものとしてこれを予知することはおよそ不可能であるといわなければならない。（【3】）

中学生も「一個人の人間」であると世間的常識を牽制しつつ、本人が「明白に自殺念慮を表白」しない限り学校は予見できないというこの議論に対しては、当時からかなりの批判があった。この点については、二審はややトーンダウンしている。二審は、「本件いじめの内容を前提としても、いじめを受けた者がそのために自殺するということが通常の事であるとはいい難いところである」と自殺の通常損害説を棄却した上、「一郎の言動や素振りからは自殺を可能性をうかがわせるような特段の印象を受けておらず」と自殺の予見可能性を否定する（【4】）。この「特段の印象」という言い方において、印象が伝われば本人が明確に意志表示をしなくともよいことになる。この点で、予見可能性の判断基準はややゆるまったと言えよう。

だが、実際には、本件事案において「特段の印象」はなかったとされ、予見可能性は棄却されている。本人による「自殺の意志」の表出が学校の責任認定の前提となるという構図は、「意図」から「印象」へと判断基準がトーンダウンしている一方で、自殺までの学校の責任を回避するレトリックとして使われ続けているのである。

ただし、高裁判決は、いじめの悪質さとそれに対する学校の対応の不備は大いに認めており、自殺に対する責任を棄却してもなお、損害賠償額としては総額1,150万円と高額である。数字の上では、自殺に対する学校の責任まで認めたと上で過失相殺とした「いわき小川中いじめ自殺事件」の判決（【2】）と、同等かそれ以上の責任を学校に認めているとも言える。その意味で、数の上では

少ない特別な損害である自殺に対する責任のハードルは下げず、いじめに対する責任は強く糾弾するという議論なのかもしれない。

(4) 勝訴までの数々の壁

ここまで見てきた第1の波の判例で確立された裁判所の判断の流れを、今一度整理しよう。判決によって言及の順番が前後したりもするが、大きく分けて4つの段階に分けて一つひとつ検討がなされていく。

- ① 「いじめ」の事実認定：遺書、証言等を元に、時期を区分しながら、「いじめ」と呼べるような（ないしそれに類する）加害行為があったかどうかを判断する。
- ② 学校（教師）の安全配慮義務違反の認定：同様に時期を区分しつつ、学校側にいじめという認識があったか否か、被害を回避するような対応がなされたか否かから、安全配慮義務違反等の不法行為があったかどうかを認定する。
- ③ 損害賠償の範囲の確定：まず、いじめと自殺の事実に因果関係が判断される。これが認められない場合も考える。それが認められると、次いで安全配慮義務と被害との相当因果関係の判断が必要となる。ここに予見可能性の壁が存在する。原則として自殺は特別損害と見なされているため、学校側にとって自殺の予見可能性があったか否かの判断が行われる。その結果として、自殺までの予見可能性が否定されていじめのみに対する損害賠償となる場合と、自殺までの損害賠償となる場合がある。
- ④ 過失相殺の認定：認められた学校側の責任に対して、被害者本人または親の落ち度が比較考量され、賠償額が相殺される。ただし、実際には、自殺までの損害賠償を認めていない場合は、裁判所はほとんど過失相殺の判断は行っていない。逆に自殺までの損害賠償を認めた判例は、すべて過失

相殺の判断に進んでおり、4～7割の過失が相殺されている。

以上のような判例が定着した中で、勝訴への道のりは一見したところではかなり厳しい。いじめの事実認定や学校の安全配慮義務違反の認定自体がされない場合（請求棄却）も少なくない。この点については、表面に現れた判例以外にも、この結果を見越してそもそも訴訟を断念しているケースや、和解に至っているケースも水面下に多々あると考えられる。さらに、いじめの事実とそれに対する安全配慮義務違反は認められても、自殺まで賠償範囲に含まれるケースは非常にまれである。

ただ、このような中でも、予見可能性判断を中心に、「自殺の意志」の取り扱いに変化があるようにも見える。そこで、以下、中野富士見中以降の14の判例を、この確立された流れに比較的沿って判断が下されたと考えられる場合8件（4章）と、判例の構成に変化が見受けられる場合6件（事案としては4件、5章）に分けて見ていく。

4 個別化する判断・認定までの壁——安定的に運用される法理

（1）「いじめ」の事実認定がされなかった事例（請求棄却）

前章末尾でまとめたような判断基準がある程度確立していく中で、判例によって様々な論理の揺らぎはあるものの、事例の詳細な検討を行っていくのが通例となる。本章では、まず、いじめの事実認定自体がなされなかった場合、次いで、学校の安全配慮義務違反が認められなかった場合を見る。共に賠償請求が棄却されることになる。そして、両者が認められ、いじめと安全配慮義務の相当因果関係判断に進んで相当因果関係なしと判断された場合を見ていく。これについては、内容から判断して2種類に分けて見ていく。

まず、いじめの事実認定自体がなされず、請求棄却となった3件を見よう。

「岡山鴨方中いじめ自殺事件」（1989年発生，1994年一審判決【5】）の一審判決では、「継続的かつ反復のないじめ」があったかどうかが争われたが、「右グループによつて一郎に対して継続的かつ反復的に暴行脅迫恐喝等を伴う「いじめ」がなされていた事実をうかがわせるような証拠は全くない」（【5】）として、請求が棄却された。ただし、「ふくろだたきに会いそうだ」という遺書があり、死の直前の3日の暴行と自殺の因果関係は認めている。学校は知り得た情報に基づいて対応していたと認められた結果、法的な違反は否定され、自殺の予見可能性も否定されたという形になっている。

「秋田公立合川高校いじめ自殺事件」（1994年発生，1996年一審判決【6】）の一審判決では、一定の「いたずら」や「嫌がらせ」はあったと認めつつも、遺書もなく、自殺が高1の5月連休明けであったことから、「いたずら」や「嫌がらせ」は特定人から長期間にわたって執拗に行われてきたものではなく、その内容や程度も深刻なものではない」とし、学校側の義務違反も否定、自殺との事実的因果関係も否定された。

なお、この判決では、「いじめ」という言葉は曖昧であるとして、「いたずら」ないし「嫌がらせ」と表記するという策がとられている。その点で、世間の論調や文部省通達を元に「いじめ」を定義し、「いじめに」対する安全配慮義務の中身を定義していく「いわき小川中いじめ自殺事件」（【2】）、「中野富士見中いじめ自殺事件」（【3】【4】）の判決の動向とは異なるが、これはスタンダードにならなかった。「いじめ」なる問題が社会的に構築されていった結果、いじめ自殺はまさに「いじめ」問題の事案として裁判のアリーナに乗り、既存の法体系と整合的に判断される構図が定着していくのである。

「埼玉北本中いじめ自殺事件」（2005年発生，2012年一審判決【16】，2013年控訴棄却，2014年上告棄却）の一審判決では、「クラスの一部に勉強にテストのせいかも」という極めて曖昧な遺書と交換日記等を証拠にあげつつ、具体的な事例ごとに「いじめ」かどうかの判断がなされるが、すべて「いじめ」と認

定されていない。「亡AがIやMから「いじめ」を受けていたと認識するような、相応の出来事があったことや、亡Aが交友関係に思い悩み、気持ちが揺れ動いていたことをうかがうことはできるとしても」としつつ、「継続的に、自殺を決意するほどの行為を受けていたとまで認めることは困難」とされている。いじめと自殺との事実的因果関係も、学校の義務違反についても否定されている。

以上のように、判例は、当人の遺書も参考にしつつ、期間やたどった経過が第三者から「いじめ」と認識できるようなものだったか否かを、まず判断している。加害行為が、反復性や継続性や陰湿さ深刻さといった、文部省等の既存の「いじめ」の定義に当てはまらない場合はいじめの事実認定が困難になる。裁判のアリーナでは、こうして、「いじめ」の立証（さらには、その「いじめ」と自殺の事実的因果関係の立証）が、まず大きな壁となって立ちちはだかるのである。こういった判例が続いた結果、判例として出された事例のほかに、これらの点がクリアできないであろうと判断し、訴訟を断念したケースや、途中で和解に至ったケースも増えていると推測される。

(2) 学校側の安全配慮義務違反を否定した事例（請求棄却）

さて、この点をクリアした場合は、次に問われるのは、ではいじめによる自殺に際して学校の責任はあったのかという点である。

「富山市奥田中いじめ自殺事件」判決（1988年発生，2001年一審判決【8】，2003年控訴棄却，2004年上告不受理）の一審判決では、12月の自死に先行して、9月下旬頃にいじめがあったと認定し、いじめの状況と「もうだれもいじめないで」という遺書から自殺の主要因がいじめと認定している。しかし、担任の働きかけで12月頃から本人がいじめがなくなったと述べたことから、安全配慮義務違反は認めず、請求を棄却している。自殺の予見可能性も否定している。

この事例では、いじめの事実といじめと自殺の事実的因果関係を認めた上で、学校側の対応が妥当であったかを精査している。しかし、いじめの態様や時期

が、当人の行動も相まって認識しづらいものであった場合や、またはある程度対応している場合はいじめに対する学校の安全配慮義務違反は否定されるということを示している。

(3) 自殺の予見可能性が否定された場合①

——自殺の意志の不可視性を理由とする場合

いじめの事実認定およびいじめと自殺の事実に因果関係を認め、いじめに対する学校の安全配慮義務違反が認められた場合、次に問題となるのは、学校に自殺までの責任があるかどうか、つまり、学校がいじめ事実に対する安全配慮義務違反と自殺との間に相当因果関係があるかである。ここで通常は、自殺を特別損害と見なして、自殺までの予見可能性が問われることになる。

判例上最も多いのは、「中野富士見中いじめ自殺事件」判決（【3】【4】）同様に、ここで自殺までの予見可能性が否定されるケースである。すなわち、学校に対して、いじめに対する対処を怠った責任は問うが、自殺までの責任は問わないという判断が下される場合である。ただ、そこには2パターンある。一つは、自殺の意志や兆候の予見はそもそも難しいという中野富士見中型の議論を採用した判例であり、もう一つは、中野富士見中のケースとはやや異なり、予見可能性がなかったことを具体的に検討した判例である。まず、前者から見ていこう。

「桐生市新里東小いじめ自殺事件」（2010年発生、2013年一審判決【18】、2014年高裁で和解）の一審判決は、いじめの事実と学校の安全配慮義務違反を自殺の「主要因」とまで認定しているにもかかわらず、予見可能性は否定している。そこで用いられているのは、自殺の意志の表明やその印象の表出があったか否かという、第1の波以来の判断基準である。

bの遺書は発見されておらず、bは、本件自死前に、自傷行為に及んだこ

とはなく、bが自死念慮やその動機に当たるものを誰かに話したことや文章等で表明したことはなく、身だしなみを気にしなくなる等の突然の態度の変化、別れの準備をする、危険な行為を繰り返すといった自殺の前兆行動は見受けられなかった。（【18】）

そして、報道や文科省通知でいじめ自死事例が周知されていたが、「それだけでいじめを受けた児童が自死を図ることが具体的に予見可能であるということとはできない」（【18】）とし、認定された「いじめ」で自殺することが「一般的なことということは困難」として、学校の予見可能性を否定している。認容額は450万円である。

「福岡城島いじめ自殺事件」（1996年発生，2001年一審判決【9】，2002年控訴棄却，2004年上告棄却）は、「またお金をようきゅうされた　しかしそのお金がないので死にます」という遺書があったケースである。一審判決の認容額は1,000万円である。判決は、クラスを超えての暴行、恐喝を「一連の行為はいじめに他ならず」と認定し、遺書から自殺の原因がいじめ苦であると事実的因果関係を認めている。さらに、本人が訴えており、暴行の事実を把握していたにもかかわらず、担任が適切な対応をとらず、学校としてもいじめに対する対応体制がなかったとして、1月の自死から遡って9月以降の安全配慮義務違反を認定している。その際、友人証言を引用して、「Cに「先生に言うても何も解決してくれんもん。」と言わせることはなかったといわざるを得ない」（【9】）と断定している。

しかし、ここまで痛烈に学校の対応を批判しているが、判決は自殺の予見可能性は認めない。

Cに対するいじめが悪質かつ重大であることはいうまでもないところ、自殺は自殺者の意思決定に依拠する部分が大きく、前記Cに対するいじめを

前提としても、いじめを受けた者がそのために自殺をすることが通常であるということではできず、本件全証拠によるも、〇〇中学校だけでなく、Cの家庭においても、Cが自殺をすると窺わせる事情は認められないことからすると、〇〇中学校の教師らに、Cの自殺について予見可能性があったと認めることはできない。(【9】)

ここでは、判決は、自殺を「通常」の経過と考える通常損害説を明確に排斥した上で、「自殺の意志」とその推測可能性を問題としている。その点で、予見可能性の問題については、「桐生市新里東小いじめ自殺事件」(【18】)と同様の厳しい判断をしていると言える。

ただ、「中野富士見中いじめ自殺事件」の控訴審(【4】)同様、暴行等、被害が可視的なものであった点は大きく、いじめのみでも悪質であったと判断された結果、いじめの事実に対する学校側の安全配慮義務違反のみで、1,000万円という比較的高額の賠償額認定を行っていると言える。その意味で、裁判所は、第1の波以降、自殺までの責任を負わせることは回避しつつ、重大ないじめを防げなかった学校の責任を一定程度重く見積もるに至っていることがわかる。暴行、恐喝など比較的立証がしやすく、重大性がはっきりわかっている事例については、直接自殺の責任まで問わずとも、「いじめ」被害とそれを防止できなかった学校の責任は重く見積もられるのである。

(4) 自殺の予見可能性が否定された場合②

——具体的な予見可能性の検討がなされた場合

これらとは異なり、もう少し具体的に自殺までの予見可能性があったかどうかを検討された事例もある。

「新潟朝日中学校いじめ自殺事件」(1998年発生、2003年一審判決【12】、2007年高裁で和解)の一審判決では、クラスと部活に分断された事案で、暴行

の存在を認定した上で、クラスは安全配慮義務違反なし、部活で安全配慮義務違反ありと認定している。しかし、自殺が夏休み中であり、その間1か月以上親からの情報がなかったことから、学校側に自殺までの予見可能性はなかったとしている。賠償額は230万円である。

「神奈川県立野庭高校いじめ自殺事件」(1998年発生、2006年一審判決【13】、2007年高裁で和解)は、部活内での嘲笑を受けて、自殺前に「心因反応」という医師の診断があったケースである。一審判決では、いじめの事実を認定し、学校側の注意義務違反も認定している。しかし、いじめ対応をめぐる家族と意見が対立した直後に「もういい」と言ってトイレで自殺しているという経緯から、「Aの自殺は様々な要因が重なって招来されたものというべきであって、被告Y1の言動と自殺との間に相当因果関係があるとまでは認められない」(【13】)という判断が下されている。つまり、「いじめ→心因反応(+家族との衝突等他の要因)→衝動的自殺」という事実認定がなされ、自殺の予見可能性は否定されたのである。賠償額は330万円である。

これらの事例からわかるのは、予見可能性判断のために事例を細かく検討する場合、経過からいじめと自殺の事実的因果関係が認められても、自殺が衝動的、経過が急、休み中の自殺、直前の他のトラブルの介在など、経過を学校が捕捉できない状況だとされると自殺までの相当因果関係は否定されるということである。

5 予見可能性の基準をめぐる揺れ——判断基準のゆるみと維持

(1) 自殺の予見可能性が否定された場合③

——予見可能性の判断基準に変化が見られる場合

このように、自殺があればいじめを疑い、いじめを放置し死に至らしめた学校の責任を糾弾するという市井のまなざしとは別に、判例においては、具体的

に立証を積み重ねていく構成の定着と、自殺の意志の表出が認められない場合は自殺の予見可能性は認めがたいとする定石によって、責任追及に歯止めをかける傾向が見られる。ただ、その中でも、「中野富士見中いじめ自殺事件」控訴審（【4】）や「福岡城島中いじめ自殺事件」一審（【9】）のように、いじめのみで1千万円を超える賠償額（＝責任）を認めているケースもある。

さらに、同様に賠償額（＝責任）を比較的重く見積もった事例の中に、予見可能性の判断について、議論に変化が見られるものがある。本章で見るのは、それらである。まず結論として自殺の予見可能性は認められなかったものの、予見可能性の判断基準について変化がみられるものを見る。次に、結論としても自殺の予見可能性が認められたものを見る。

予見可能性は認められなかったものの、判断基準に変化が見られる判例は2件ある。

「鹿児島知覧中いじめ自殺事件」（1996年発生，2002年一審【10】）は、執拗な暴行を受け、いじめが親に発覚して仲直りをさせられた後、登校を促されて自殺したという事案である。一審判決は、1,300万円と高額の損害賠償額を認容している。防空壕跡地での30分あまりの集団暴行を「いわば半殺しの目に遭い」と述べるなど、特定グループによる執拗な暴行行為を共同不法行為（民法709条）と認定している。「おれが死ねばいじめは解決する」という遺書等から生徒らの暴行と自殺の間の因果関係を認定している。「中野富士見中いじめ自殺事件」や「福岡城島中いじめ自殺事件」と同様に、加害行為が暴行と呼べるほど激しく可視的だった例であり、他の判例の流れから言っても認められてしかるべき事例であろう。

この裁判では、学校と同時に加害少年らも被告となっており、加害者の責任判断においては、以下のように自殺の予見可能性が認定されている。そして、過失相殺4割を経て、全体で4,500万円の損害賠償が認容されている。

被告同級生らは、遅くとも三年生に学期当初（九月四日及び九月十日の集団暴行のころは、一郎が被告同級生らの暴行等により肉体的かつ精神的に極度に追い詰められた状況にあったことを容易に認識でき、かつ、これに世上、中学生が熾烈な暴行等を反復継続して受けた場合に自殺した事例が報告されていた（略）ことなどを併せ考慮すると、被告同級生らは、太郎に対する暴行等により太郎が自殺することを予見することができたというべく、被告同級生らの加害行為と一郎の自殺との間には相当因果関係があったというべきである）。

だが、ここまではっきりとしたいじめ事実を認定しながら、裁判所は、もう一方の被告である学校の自殺の予見可能性は否定している。

なお、原告らは、いじめによる自殺の場合の相当因果関係の予見可能性の対象は、自殺まで必要ではなく、社会生活上許容できない悪質、重大ないじめが継続し、その結果、被害生徒が精神的に追い詰められていた状況にあることを予見し又は予見可能であれば足りると主張する。

しかしながら、不法行為における特別損害について、過失と当該結果との間に相当因果関係が認められるためには、不法行為者に結果発生の予見又は予見可能性が必要であって、いじめによる自殺の場合にのみこれを緩和することはできないし、通常、社会生活上許容できない悪質、重大ないじめが継続し、その結果、被害生徒が精神的に追い詰められていた状況にあることを予見し又は予見可能であれば、少なくとも生徒が自殺することの予見可能性があったものといえるから、上記主張のように解すべき必然性はない。（【10】）

ここでは、自殺の判断について、特別損害説を保持することが明言されてい

る。これは、原告側立論が予見可能性の問題に予防線を張り、「いわき小川中いじめ自殺事件」の一审（【2】）のように、自殺までの予見可能性を問わない判断を要求しているのに対応している。ただ、興味深いのはその先である。特別損害説を維持しながらも、「重大ないじめが継続し、その結果、精神的に追い詰められていた状況にあること」を予見していれば、それが自殺の予見可能性だったと見なせるとしているのである。この判断基準は、これまでの判例とは明確に異なるものであり、特別損害説を保持しつつ、事実上、予見可能性の壁を下げるものと言える。

だが、このように判断基準を明示してもなお、本件に関しては、学校が暴行事実を知り得たのが直前だったので、死までは予見できなくて当然という判断が下されている。その意味で、自殺の予見可能性のハードルを下げつつも、時間経過等を鑑みて、学校の責任を過剰には追及しないようにしている。しかし、このような行きつ戻りつの議論を経て、裁判所は、いじめ自体が悪質重大とされた結果、いじめを防げなかった責任のみで、学校に対して1,300万円という高額な賠償額を認定を下している。

「鹿沼市北犬飼中いじめ自殺事件」（1999年発生、2005年一審判決、2007年二審判決【14】、2008年上告棄却）は、また少し事情が異なってくる。「パンツ下げ事件」や「肩パン」などの暴行を含む本事案の一审（判決文非公開）では、「いじめ」の認定と対する安全配慮義務違反は認定されたものの、進路問題などが絡み合っているとして、いじめと自殺の相当因果関係が否定されている（賠償額240万円）。自殺の予見可能性も当人の意志的行為であり、兆候はなかったという定石通りの議論となっている。

この裁判で重要なのは、この後の控訴審である。一審の結果を受けて、弁護団が二審では立論を変えたのである。そこで採用されたのは、被害者は、いじめにより鬱病に罹患して自殺したというロジックである。念頭にあったのは、過労自殺裁判であったという（インタビューより）。過労自殺では、「過労→鬱

→自殺」というロジックが認められ、鬱病の罹患により自殺念慮が生じることは自明とし、過労により鬱病に罹患したことに対する使用者責任が認められれば、自殺までの責任を認めるという判例法理が完成し、通説化している（岩出2005；勝亦2011：19）¹⁴。弁護団はこれを援用したのである。当該事例は鬱病という生前の診断はなかったものの、結審直前に、子どもの鬱について詳しい傳田健三医師に心理学的剖検を依頼し、鬱病罹患の事実を立証した。

重要なのは、二審の判決は、ほぼこの立論の正当性を認めた形となっているということである。つまり、「いじめ→鬱」に対する学校の責任が認められれば、さらに「→自殺」までの責任は認めるという立論を判例が支持したのである。ただ、問題となったのはこのケースでも時期である。本判決は、学校側がいじめに対する対策を講じなかった安全配慮義務違反は1学期に認められるが、夏以降はいじめが収まり、安全配慮義務があったとまでは言えないとした。それが、2学期に鬱病に罹患したという心理学的剖検と整合せず、そもそも「いじめ→鬱」に対する学校の安全配慮義務違反の因果関係が認められないこととなったのである。その結果、いじめと自殺の事実的因果関係は認められたものの、学校側のいじめから自殺に至る予見可能性は否定され、賠償額は1学期の義務違反に対する860万円とされた。

これらの2例は、結果としては自殺までの責任は認めなかった。しかし、「悪質重大ないじめ→精神的被害／精神障害」に対する学校の安全配慮義務違反の関与が認められれば、その帰結としての「→自殺」までの予見可能性（＝責任）を問えるという論理構成を採用した点で、「中野富士見中いじめ自殺事件」型の判例を超え出ている。

（2）自殺の予見可能性が肯定された場合

さらに、ほぼ同様の論理構成をとった結果、実際に自殺の予見可能性が認められたのが2件（1件は控訴審も認容、1件は控訴審で否定）である。

史上、予見可能性を全面的に認めたと言えるのが、「津久井中野中いじめ自殺事件」（1994年発生, 2001年一審判決【7】, 2002年二審判決【11】）の判決である。この事件は、ここまで見てきた比較的高額の認定が下ったケースの特徴である、派手な暴行がなかった事案である。だが、弁護団は、椅子にマーガリンを塗った「マーガリン事件」など一人ひとり軽いノリの複数加害者によるいじめを共同不法行為（民法709条）として訴え、遺書がない中、比較的順調にいじめの事実を立証していった。その結果、一審二審とも共同不法行為は認定され、「お互い様」程度の事案と「轻信」して握手等で済ませた教諭の安全配慮義務違反も認定された（【7】【11】）。

判決は、「愛知西尾市中学生いじめ自殺事件」が発生し、「中野富士見中いじめ自殺事件」控訴審判決（【4】）が世を賑わせていたという、本件発生当時の報道状況に言及し、いじめと自殺の事実的因果関係を認めた上で、さらに次のように自殺の予見可能性を明確に認定している。

平成六年当時には、「いじめ」に関する報道等によって、いたずら、悪ふざけと称して行われている学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至った事件の存在が相当程度周知されていたのであるから、中学生が、時として「いじめ」などを契機として自殺などの衝動的な行動を起こすおそれが高く、このまま亡一郎に関するトラブルが継続した場合には、亡一郎の精神的、肉体的負担が増加し、亡一郎に対する傷害、亡一郎の不登校、ひいては本件自殺のような重大な結果を招くおそれについて、予見することが可能であり（【7】）

しかも、平成六年当時には既に、いじめに関する報道、通達等によって、いたずら、悪ふざけと称して行われている学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至った事件が続発していることが

相当程度周知されていたのであるから、既に少なからざるトラブル、いじめを把握していた担任教諭としては、中学生が時としていじめなどを契機として自殺等の衝動的な行動を起こすおそれがあり、亡Kに関するトラブル、いじめが継続した場合には、亡Kの精神的、肉体的負担が累積、増加し、亡Kに対する重大な傷害、亡Kの不登校等のほか、場合によっては本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見すべきであり、前記イの状況を把握していた本件においては、これを予見することが可能であったというべきである。（【11】）

「鹿児島知覧中いじめ自殺事件」（【10】）同様、ひどいいじめを認識していたら自殺を予見してしかるべきという論が組み立てられているのである。知覧中判決との違いは、ひどいいじめを学校がどこまで把握できていたかの事実認定の差異であり、論理上はほぼ同様の構成となっている。

ただ、ここでさらに注目せねばならないのは、学校の安全配慮義務違反と自殺の相当因果関係を認めた画期的な判決だが、実は、一審では過失相殺4割（認容額3,947万円）、二審では過失相殺7割（同2,160万円）となっていることである。その理由となっているのは、教育責任は親にもあり、その親もいじめを認識できなかったということに加え、一審では、本人が誘発したいじめがあったことをあげ、二審では、それに本人がいじめを打ち明けなかったことを加えている。

本件いじめ行為のようないじめにあった生徒であれば必ず自殺に至るというものではなく、自殺は、被害者の意思的行為であり、その心因的要因が寄与している上、亡Kにおいては、本件いじめ行為を受けたことによる苦悩を担任教諭にも両親にも打ち明けたことがなく、これに対する打開策がとられる機会を自ら閉ざした面がある（【11】）

いわば、ここで結局、自殺の予見可能性、「自殺の意志」といった問題が帰しているのである。この点をどう考えたらよいだろうか。

「名古屋経済大学市邨中いじめ自殺事件」(2006年発生, 2011年一審判決【15】、2012年二審判決【17】)は、私立中学校(民法第715条による訴え)の事例である。この事例はかなり特殊で、在学中のいじめによって解離性人格障害を発症し、転校した3年4か月後に自殺したというものである。いじめと自殺の間にここまで時間的乖離があるにもかかわらず、一審は、いじめの事実、安全配慮義務違反が認定されたのみならず、いじめと自殺の関係はもちろん、学校は精神疾患から自死に至ることが予見可能であったとまで断言している。

平成一四年度当時、いじめに関する新聞やテレビの報道等によって、学校内におけるいたずらや悪ふざけと称して行われている児童や生徒同士のやり取りを原因として、中学生等が自死に至った事件が続発していることが既に周知されており、中学生等がいじめを契機として精神疾患や自死等に至るおそれがあることは、公知の事実であったというべきであり (【15】)

被告らは、平成一四年一〇月以降、その各時期に本件六名が行っていた春子に対する前記一(1)ウ(カ)認定の各行為、特に平成一五年一月以降は、春子の靴に画鋲が入れられるなど、春子に対して行われた悪質な行為を認識していたか、少なくとも認識することが十分に可能であったし、春子に対する本件六名の行為が継続するのを放置した場合には、春子の精神的負担が累積、増大し、春子の心身に大きなダメージが生じるほか、場合によっては自死という結果を招くおそれがあることを予見することも十分可能であったというべきである。 (【15】)

いわば、「鹿沼市北犬飼中いじめ自殺事件」控訴審 (【14】) 以上に、「いじめ

→精神障害→自殺」という因果の流れを肯定し、いじめに対する安全配慮義務違反があれば、「→精神障害→自殺」まで責任を問えるとしていると言える。

ただし、過失相殺の議論において、自死まで3年4か月あったことは問題となっており、自殺が発生したときは当該学校の配慮ではなくもっぱら親の監護下であったとして、過失相殺7割とされ、1,491万円の賠償額が認容された。さらに、結局、高裁で3年4か月という期間が問題となり、自殺までの相当因果関係は否定されている。二審判決は、「いじめ」に対する義務違反を認めた上、さらに解離性人格障害への罹患に際し学校の義務違反の要因も関わっているとして35%の減額、最終的に619万円へと認容額を大幅に減らしている。

(3) 判断基準のゆるみと維持

以上のように、自殺の予見可能性（＝学校の責任）までも完全に認めて判決が確定したのは、「津久井中野中いじめ自殺事件」の事案（【7】【11】）のみである。その意味で予見可能性の壁は厚い。ただ、賠償額に注目してみれば、「福岡城島中いじめ自殺事件」（【9】）や「鹿児島知覧中いじめ自殺事件」（【10】）、「名古屋経済大学市邨中いじめ自殺事件」一審（【15】）のように、自殺までの予見可能性（＝学校の責任）は認めていないものの、いじめに対する安全配慮義務違反のみでも、1千万円を超える賠償額（＝責任）を認めた判決はある。

さらに、それらにおいて、いじめによる自殺を通常損害とは認めないものの、2000年代に入って、悪質ないじめだと認識できる状況ならば、自殺までも予見すべきだという基準が示されることが増えている。さらに、2000年代後半以降は、いじめによる精神障害への罹患から自殺へつながりうることも、学校は予見する必要があると明記している。その意味で、やはり判例の判断基準は変化していると言える。

とはいえやはり、それが実際に認定されるにはいくつもの壁が必要である。津久井中野中の事例は、遺書こそなかったが、「共同不法行為」という形で訴

えることで、加害生徒の供述を得ることができ⁽¹⁵⁾、他の元生徒の証言などから軽微ないじめが蓄積していく様を立証できた点に特徴がある。さらに、被告より提供された学校側資料からも、安全配慮義務違反につながる連携不足などが浮かび上がった。ある意味で、いじめの態様や期間、学校側の認識可能性等について、個別の検討を重ねていくいじめ自殺裁判において、奇跡的に裁判官の心証形成がうまく行った事例と考えられるのである。そして、同様の個別検討という前提の上で、その他の事案はどこかで躓くのである。

6 子どもの意志・学校の責任

(1) 揺るがぬ法理・下がる予見可能性の壁——判例の現在

ここまで見てきたように、現時点までの判例の流れは、初期の「いわき小川中いじめ自殺事件」判決（【2】）を除けば、いじめによる自殺は特別損害であり、自殺に対する学校の責任を認めさせるには、自殺の予見可能性が必要であるという点を譲っていない。その際、全体傾向としては、自殺に関する判例の定石通り、当人の「自殺の意志」なるものがかなり強く想定されている。当人の意志的行為である自殺を予見するには、当人が自殺をほのめかすとか明らかに異常な精神状態が認められるといった、かなり具体的実体的な観察可能性が要請されている。

ただ、第1の波の「中野富士見中いじめ自殺事件」判決（【3】【4】）以降、自殺の予見可能性のあるなしの一点を審議するのではなく、自殺までの責任は認容しないまでも、いじめとそれに対する安全配慮義務の認定を細かく行って、その範囲で損害賠償を認容する判例法理が確立された。「いじめ」に対する学校の責任を求める世間的な認識は司法に取り込まれ、司法の論理の上で、個別に責任が認定されるようになったのである。具体的な手続きとしては、遺書や証言から時間経過に沿っていじめの具体的な事実を立証すること、同様に義務

違反の具体的な事実を立証すること、自殺の原因がいじめにほかならなると認定すること（事実的因果関係）、学校に自殺の予見可能性があったかどうかを見極めること（相当因果関係）といった手順が踏まれる。これによって、どこかでうまく認定がなされず、請求棄却されたり、死という結末に比して数百万円という低い認容額に終わったりするケースが出ることになる。

この大筋は現在でも変わっていない。上級審も含めて自殺の予見可能性まで完全に認めた事案は「津久井中野中いじめ自殺事件」（【7】【11】）の1件のみである。ただ、自殺の予見可能性が否定された事案でも金額的には賠償額1千万円台の判決も出ている。そして、その論理を見たとき、予見可能性の基準はやはり徐々にゆるくなっていると言える。「中野富士見中いじめ自殺事件」の控訴審（【4】）では、一審（【3】）の「自殺念慮の表出」が「特段の印象」と変わっているし、2000年代の「鹿児島知覧中いじめ自殺事件」（【10】）や「津久井中野中いじめ自殺事件」（【7】【11】）の事案では、報道や文部省通達をもって、重大ないじめという認識があれば「悪質重大ないじめ→自殺」という経過を予見すべきという基準が示されている。これは、ひどいじめに際して学校の対応に問題があったという点が、事実上予見可能性を代補し、自殺が通常損害だと述べるといった法理の大変更を伴わずに、いじめに起因する死までの学校責任を問いやすくする方向に変わっているとも言える。

さらに、2000年代後半になると、そこに精神障害の問題を挟む事例も出てきた。「鹿沼市北犬飼中いじめ自殺事件」の事案（【14】）では鬱病、「名古屋経済大学市邨中いじめ自殺事件」の事案（【15】【17】）では解離性人格障害といった、精神障害への罹患によって自殺に至った経緯が認められた。そして、判例は、「いじめ（に対する学校の安全配慮義務違反）→精神障害」といった経過が認定されれば、「精神障害→自殺」は予見すべきこととして、自殺の予見可能性は認められるという立論を支持している。

予見可能性という壁は、未だそびえ立っている。ただ、そこで「自殺の意志」

を強固に想定する志向は、明らかに時系列的に見て弱まっている。いじめや精神障害に関する司法外の「常識」や「通説」が変化中、判例もそれをくみ取りながら微妙に変化している。

(2) 下がる予見可能性の壁・揺るがぬ法理

——子ども・意志・責任をめぐるせめぎ合い

とはいえ、今一度混ぜ返せば、大きな構成が変わらない以上、個別判断になるという点は変わらず、多くの事例では自殺の予見可能性は認められていない。たとえば、精神障害への罹患により、「自殺の意志」の問題を回避しようとする事案（【14】【15】【17】）も、個別の事案を考慮されたときに、「いじめ（安全配慮義務違反）→精神障害→自殺」という因果がスムーズに認定されない。学説上は、「過労自殺」や自動車事故後の後遺症を苦しめた自殺における、鬱病罹患による自殺を認定していく流れ⁽¹⁶⁾を引き合いに出し、「いじめ→自殺」ないし「いじめ→精神障害→自殺」という因果を認めていく（特に通常損害と見なしていく）ことを支持する説も少なくないが⁽¹⁷⁾、いじめ自殺裁判ではそのようには進んでいかないのである。

過労自殺においては、いわゆる「時間基準」と呼ばれる死の働時間を基準とした判例が定着している（川人ほか 2009）。鬱病等の診断がなくとも、直前の労働時間が一定限度を超えると、精神疾患に罹患する蓋然性が高いとして、「過剰労働（会社の安全配慮義務違反）→精神障害→自殺」という企業の安全配慮義務違反と労働者の自殺との相当因果関係が認められる傾向にあるのである。それと比べた場合、「いじめ」の場合、認定基準が一元的に定まらず、個別の判断を積み重ねている。これは一つには、いじめ被害は、時間のような単一尺度に還元できない多様な様態をとるということが関係しよう。さらに責任を問われる学校自体の立ち位置も、安全配慮義務を負うとはいえ、直接労働を命ずる企業や直接の加害者であることが明らかな交通事故加害者とは異なり、加害

者と被害者に対する第三者的な立場にある。さらに、自宅に帰れないような過重労働とも異なり、学校外の時間、家族の監督下にある時間もかなりの程度ある。このあたりに、予見可能性判断の壁が少し下がったとしても、判例の趨勢が自殺の責任の認容という方向に進まない——言い換えれば、「津久井中野中いじめ自殺事件」裁判の判決（【3】【4】）が、過労自殺の電通裁判判決のようなメルクマールにならない——理由があるように思われる。

しかも、唯一の勝訴確定事例とも言える津久井の事例も、結局、過失相殺になっている。自殺の予見可能性を認めず、いじめのみの責任が問題となっている場合（自殺までの責任が認められなかった場合）、時間経過が特殊な名古屋経済大学市邨中の二審（【17】）を除いて、過失相殺が適用されたことはない。つまり、過失相殺とは、いったん自殺までの責任までを認めつつ、額としてバランスをとるための実務的手段として使われている面が強いのである⁽¹⁸⁾。

そして、過失相殺では、自らの意志により自殺した、教師にいじめ事実を申告しなかった、親が気づかなかった等々が問われている。もちろん、最終額はどうか、自殺までの責任を認めた点の意義は大きいかもしれないが、一見予見可能性の壁が下がったかに見えながら、過失相殺の際の論理に、古典的な「自殺の意志」の観察可能性や監督義務における親と学校の関係性といった基本的な論点が、すべて回帰しているのである。

結局、判例は、学校の対応不備が死につながるという事実的な因果関係を認め、学校は自殺までも予見すべきであると学校への要求水準を上げる方向へと確実に動いている。にもかかわらず、どこかで、死を選ぶということを他者からは不可視の当人の意志の問題に帰し、親との関係性も考慮に入れながら、学校の責任は容易には問わないというラインを崩せるにいとと言える。以上が、この社会が「いじめ自殺」を実務上いかに処理しているかの歴史と現在である。

(3) 近代的制度の堅固さ・「子ども／大人」の揺らぎ

——「子ども」の尊重と教育の責任をめぐる複数の拮抗

メディア報道とも相乗しつつ、人々はいじめによる自殺に驚き、被害者への真摯な共感と野次馬的な関心とを揺れ動きながら、事件を消費する。その際、人は子どもの死に憤慨すると同時に、そのいじめを暴露し加害者に一矢報いようとするような死への意志の表出に誘惑される。そして、このように無垢な「子ども」という像と意志ある「子ども」という像とを振り子のように揺れ動きながら、いじめに対応できず彼らを死なせた学校の批判に盛り上がる。被害者にも落ち度があるという発想や訴える家族への批判も根強く、近年ではインターネット上でそういった非公式のコミュニケーションができてしまうことから、話の盛り上がりは複雑になっている。この、先行研究がやや批判的に見てきた言説の盛り上がりは、子どもと教育への関心を高めていった1980年代以降の言説の特徴であろう。

しかし、民事裁判になると、子どもの意志と学校の責任の関係はもう少し様相を変える。そもそも民事裁判において、小学校高学年から中学生以上は、法律上の「意思」や「責任能力」を持つものと見なされている。そのため、子どもの自殺の事案であっても、1980年代までは、予見可能性判断の際に、大人同様に自殺が意志的行為だったことが問題とされていた。つまり、司法の論理上、10代程度の場合は、意志主体として、「大人」と「子ども」を区別しようという発想は希薄なのである。

そこから考えれば、むしろ、1980年代以降のいじめの第1の波以降、高まる学校批判の流れの中で、司法が変化したことの方が注目すべきである。子どもの死への意志の有無のみを判断するのではなく、個別に事態を把握し、死の意志の予見可能性の問題をそのままにしても、いじめそのものに対する責任を問えるような法理ができてきた。司法の論理も市井の感覚を取り入れ、「いじめ

自殺」という1つの類型をなす問題として事案と向き合わざるを得なくなってきたと言える。ただ、その際には、市井の議論と同調して、事態を把握し措置をとるべき学校を一方的に糾弾するのではなく、現実的な把握・介入可能性のほか、被害生徒当人の意志や家族との責任分担といった点を考慮している。

学校教育という制度は、教師に、子どもの内面や主体性を尊重し見守りつつも、ときに介入し導いていくという両義的な態度を要求する特異な場である(元森 2009)。子どもの死への意志とその責任をどう見積もるかが個別的に判断されるようになったとき、元より子どもと大人を過度に区別せずにきた司法の論理は、このある種常識的な教育制度観を判断の前提に取り入れ、教師の立場の難しさに理解を示し、過度な責任追及に向かいがちな世論から距離をとったと考えられる。

たが同時に、市井のモラルパニックとも共振するような、いじめと自殺の関係性を自明と見積もり、責任認定の基準をゆるくするような判例の傾向も見られ始める。「いじめられれば自殺する可能性がある」という「常識」は、メディアで連日報道されているのみならず、文部省(文部科学省)通達等の形で、教育現場でも周知されていたというのが、1つの根拠である。また、「鬱になれば自殺する」というのも、医学的エビデンスを伴って「過労自殺」や「交通事故被害者の自殺」において認められてきた論理であるというのが、もう1つの根拠である。ただ、こういった際も闇雲に認めるのではなく、自死を特別損害として扱う既存の法理の上で、事実認定を積み重ねて個別の判断がなされる。その結果、死までの責任認定には、未だ壁が立ちはだかっている。さらに、過失相殺などの最終段階で、結局「自殺の意志」という従来よりの司法の論理が再帰する。

1980年代以降、「子ども」の尊重が強調され、学校教育の「問題」が叫ばれてきた。司法も、一方で、大筋での法理は変更しないまま、その判断ロジックや根拠探しのポイントの中に、このような社会全体の言説状況の変化の影響を

織り込んでいる。だが他方で、従来型の子ども／大人を大きくは区別しない司法的人間像を維持しつつ、近代学校教育制度の現実を織り込んで、過度なモラルパニックには歯止めをかける方向に働いている。

ただ最後に付け加えておくべきは、これと並行する、「精神障害による自殺」というロジックをめぐって起きている事態についてである。意志の問題において「子ども」と「大人」を本質的に区別していない司法の論理としては、「精神障害→自殺」の予見可能性については論を待たないところに来ている。その前の「いじめ／学校の安全配慮義務違反→精神障害」の認定が個別判断にならざるを得ず、事実上認定に歯止めがかかっているのである。だが、この論点についてはむしろ、現時点で「過労による精神障害の罹患→自殺」という立論が固まってしまった「過労自殺」⁽¹⁹⁾とは異なり、原告側の立論として「いじめ→精神障害」という点がいわば市民権を得ていない。実際に生前に通院歴があった場合などを除き、精神障害を類推してまで、この論理で訴えるケースはほとんどないのが現状である。人々の側が「子どもの精神障害」という想定にためらいを持つケースが少なくないと言える。

「大人」もいつも自立した主体ではありえないということが、一方で癒しブームのような形で、他方で「大人買い」「大人の○○」などといった消費をめぐる問題系として受け入れられつつある時代状況の中で、精神障害は、法律上、個人の責任を免責する論理として受け入れられてきた。だが、そもそも自立した主体未満と見なされてきた「子ども」が精神障害という主体性の病にかかるという言説は、現時点ではまだ通説にはなりがたいようである⁽²⁰⁾。

1980年代以降、人々は「子ども」をめぐるとの関心を昂進させ、市井の論理はその対応に失敗した学校教育を糾弾する方向性へと向かっていった。それに対して、事案を実務的に処理する司法の論理は、それを判断基準に取り込みつつも、「子ども／大人」を区別せず人の意志の不可視性を認めるという法理の基本的構成の揺るがなさを前提に、「子ども／大人」の関係性の困難に挑む教育制度

の現実にも理解を示し、責任追及の動きにどこか歯止めをかけている。さらに、市井の側も、「子ども」の主体性を剥奪するような立論には踏み切れないでいる。教育という制度が現出する「子ども」という大人とは異なった主体は、まさに大人の側の主体性への実務的、哲学的、日常的な懐疑が進みつつあった20世紀後半に、その主体としての地位をより認められる方向に向かってきた(Prout 2011: 6=2014: 118)。その曖昧な地位をめぐる、多様な論理が未だ拮抗している。

注

- (1) 「第1の波」の中野富士見中の事件では、教師も参加した「葬式ごっこ」と「生き地獄」という遺書が話題となった。「第2の波」の西尾市の事件では、執拗ないじめの実態を克明に書き記した遺書に注目が集まった。「第3の波」では、学校の対応の不備が話題となった上、狂言を含む自殺予告が文部科学省や教育委員会に相次いで届いたことが話題となった。「第4の波」では、アンケートの公開をめぐる学校の対応と、自殺練習といういじめが行われたのではないか(実際には事実は確認できなかった)という点が耳目を集めた。
- (2) 1970年代後半以降学校への批判や不信感が高まったことについても、学校の機能不全の事実があったというよりも、保護者や社会の期待水準の上昇や監視の目線などに原因を見ることが可能である(広田1998)。
- (3) マイノリティが権利を主張することに関して、しばしば「声」というメタファーが使われる。子どもにおいても、「子どもたちに声を与える」ことは、20世紀末以降、子どもの権利条約(1989年)等で強調されてきた。
- (4) 注7のいじめ自殺裁判担当弁護士への聴き取りによる。なお、2013年のいじめ防止対策推進法の制定によって、自殺事案における事実認定を目的とする第三者委員会の設立が義務化されたため、裁判の様相も変化する可能性がある。
- (5) たとえば、いじめ報道の第2の波を象徴する「愛知西尾市中学生いじめ自殺事件」(1994)は、遺族は訴訟を起こしていない。「上越市中学生いじめ自殺事件」(1995)は、一審で学校の責任が棄却されたのち、控訴審で一定の事実解明がなされたとして、和解で決着している。
- (6) 先行研究で共通して言及されているのは、最初の14件である。それに新聞情報等と合わせて「第一法規法情報総合データベース」(D1-Law.com)を検索して特定した近年の3件を加えた。なお、判例の本文については、同データベースおよび収録元の雑

誌を参照し、当事者仮名部分はデータベースの表記に従っている。

- (7) 本稿の執筆に際し、事実関係や法理論に関して確認するため、2014年9月及び2015年1月、2月に実際のいじめ自殺訴訟を担当された、森田健二弁護士（中野富士見いじめ自殺事件裁判）、栗山博史弁護士（津久井中野いじめ自殺事件裁判）、横幕武徳弁護士（鹿沼市北犬飼いじめ自殺事件裁判）に聴き取りを行った。ただし、内容を鑑み、本稿では個別の発言の引用は行わない。本稿の記述はすべてインタビュー内容に基づいた筆者の解釈であり、責任はすべて著者にあるが、長時間対応して下さった三氏に心より感謝したい。
- (8) 初期は債務不履行構成もあったが、判例でほぼ棄却されている（福田 2008）。
- (9) 未成年を訴えることの抵抗感、子どもではなく学校と親の責任問題として決着させたいという思いなどから、加害者を訴えないケースがある一方で、逆に当人の責任を問いたい、いじめの事情を聞きだしたいといった動機で、加害者をあえて訴えるケースがあるようである（インタビューより）。
- (10) 学説上は、平井宣雄説（義務射程説）のように、契約違反（債務不履行）の場合を対象とする民法415条の類推適用を批判するものもある。合理的判断に基づく契約の際の法枠組みを想定した予見可能性概念が持ち込まれることで、後述のように、「特別損害」とされた行為の損害賠償認定が混乱することが問題とされている（潮見 2009：68）。
- (11) 学説上は、伊藤進（1992）が、自殺の通常損害説を唱え、それに対する一定程度の賛同が集まっているが、実務上は、以下で見るように、自殺は特別損害と見る法理がいったん確立したと言える。
- (12) 法律用語としては「意思」という表記が用いられるのが一般的であるため、引用中は原則としてこの表記となっている。ただし、本稿の記述としては、一貫してより一般的な「意志」という表記を用いる。
- (13) 市川（1991）は、このやや舌足らずの判例に、義務射程説の影響を見ている。また、伊藤（1992）は、この判例自体の論拠は曖昧だとしながら、この判例も踏まえつつ、いじめによる自殺は、いじめ被害の一形態として「通常損害」と解するべきであるという説を主張し、前注11に述べたように、後の学説に多く支持されている。
- (14) その経緯に関する社会学的考察は、元森絵里子（2012）を参照のこと。
- (15) 本件の加害生徒に対する請求は1人10万円であり、その金額設定から、金銭や責任追及が目的ではないことが暗に示唆されている。インタビューによれば、被告とすることで供述を得ることが目的だったという。
- (16) 交通事故後の自殺については、交通事故後の頭部外傷後精神障害で自殺した事例について、最高裁昭和50年10月3日判決が事故加害者の責任を認めた事例が先駆けであるほか（交民集8巻5号1221頁）、行為障害を苦にして自殺した事例である最高裁平成5

「子ども」の意志・教育の責任

- 年9月9日判決（判時1477号42頁）が有名である。いわゆる「過労自殺」については、最高裁平成12年3月3日（民集54巻3号1155頁）の電通過労自殺裁判の判例が著名である。
- (17) 注11参照。近年で、交通事故や過労自殺との整合性からいじめ自殺の責任を論じた例としては、たとえば小島優生（2003）や采女博文（2007）がある。もちろん、後藤巻則（2007）のように、事例の性質の違いから、いじめ自殺を交通事故等と同列に扱うことを批判する論者もいる。
- (18) その意味では、交通事故後の自殺については、責任を認めた上で過失相殺において5～8割の減額を行うのが通例である（瀬川 2001：79）。過労自殺についても、電通裁判のケースは過失相殺されていないが、その後の判例は、5～8割の過失相殺を適用しており、そこで個別具体的な責任の度合いを判定している（岩出 2005：81）。
- (19) 身内の死の理由が「精神障害」というフレームで処理されることに戸惑い、やがて受け入れていく遺族の葛藤については、山田陽子（2013a, 2013b）を参照のこと。
- (20) 主体性を反省され始めた「大人」に対して、そもそも主体性が認められなかった「子ども」をめぐるのはむしろ、主体から排除されてきた「子ども」に声・権利・エイジェンシーを与えよという、教育批判とも共振する思想潮流が1980、90年代に強まっている。このような「子ども」の主体性への無反省の理論的問題については、A. Prout(2005)を参照のこと。

参考文献

- Best, J. 2013 *Social Problems, 2nd ed.*, Notron & Company.
- 福田健太郎 2008「学校事故と学校設置者の責任:いじめ事案から見た法理論の現状と課題」『人文社会論叢 社会科学篇』20: 81-101。
- 後藤巻則 2007「最新判例批評48」『判例時報』1965: 170-176。
- 広田照幸 1998「学校像の変容と〈教育問題〉」佐伯胖他編『岩波講座現代の教育2 学校像の模索』岩波書店, pp.147-169。
- 市川須美子 1991「福島地裁いわき支部「いじめ自殺」判決の意義と問題点」『ジュリスト』976: 29-34。
- 2007『学校教育裁判と教育法』三省堂。
- 今津孝次郎 2014『学校と暴力: いじめ・体罰問題の本質』平凡社。
- 石橋秀起 2003「「いじめ」による生徒の自殺と学校・加害生徒の責任: 神奈川県津久井いじめ自殺事件控訴審判決」『法律時報』75(7): 114-117。
- 伊藤茂樹 1997「「いじめは根絶されなければならない」: 全否定の呪縛とカタルシス」今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか: 教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社, pp.207-231。
- 2010「「いじめはあってはならない」」今津孝次郎・樋田大二郎編『続・教育言

「子ども」の意志・教育の責任

- 説をどう読むか：教育を語ることばから教育を問いなおす』新曜社, pp.244-268。
- 2014『「子どもの自殺」の社会学：「いじめ自殺」はどう語られてきたのか』青土社。
- 伊藤進 1992「学校における「いじめ」被害と不法行為責任論」『現代社会と民法学の動向上』有斐閣, pp.265-284。
- 岩出誠 2005「過労死・過労自殺をめぐる近年の判例動向：企業のリスクマネジメントの観点からみた民事の損害賠償問題を中心に」『季刊労働法』209: 71-84。
- 勝亦啓文 2011「労働者の自殺に対する使用者の予見可能性の位置付」『桐蔭法学』18(1): 1-29。
- 川人博・須田洋平・原宏之 2009「過労死・過労自殺損害賠償訴訟における勝訴・敗訴の分水嶺」『労働法律旬報』1701: 6-31。
- 片桐隆嗣 2002「「ナレーター」としての新聞報道：客観報道どのように成立しているのか」北澤毅・片桐隆嗣『少年犯罪の社会的構築：「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社, pp.47-103。
- 北澤毅 2015『「いじめ自殺」の社会学：「いじめ問題」を脱構築する』世界思想社。
- 小島優生 2003「津久井いじめ自殺事件控訴審」『季刊教育法』138: 98-102。
- 間山広朗 2002「概念分析としての言説分析：「いじめ自殺」の〈根絶＝解消〉へ向けて」『教育社会学研究』70: 145-163。
- 2008「言説分析のひとつの方向性」北澤毅・古賀正義編『質的調査法を学ぶ人のために』世界思想社, pp.179-198。
- 元森絵里子 2009『「子ども」語りの社会学：近現代日本の教育言説の歴史』勁草書房。
- 2012「過労自殺の社会学」『年報社会学論集』25: 168-179。
- 2014「「いじめ」をめぐる言葉と現実：統計と新聞記事の変遷から」明治学院大学社会学部社会学科編・発行『社会学科コース演習リーディングス』（学内用教材），pp.194-212。
- 森田健二 2000「イジメの救済と解決法」中川編, pp.86-145。
- 森田洋司・清永賢二 1994『いじめ：教室の病（新訂版）』金子書房。
- 中川明 2000「イジメ問題に法と法制度はどう取り組むべきか：「法化」社会における課題」中川明編, pp.15-66。
- 編 2000『イジメと子どもの人権』信山社。
- 奥野久雄 1992「学校事故と不法行為責任：最近のいじめ自殺事件判決の検討」『大阪商業大学論集』92: 139-162。
- Prout, A. 2005 *The Future of Childhood: Towards the Interdisciplinary Study of Children*, Routledge.
- Prout, A. 2011 “Taking a Step Away from Modernity: reconsidering the new sociology of childhood,” *Global Studies of Childhood*, 1(1): 4-14, (=2014 元森絵里子訳「子ども

「子ども」の意志・教育の責任

- も社会研究はモダニティからいかに距離をとるか：「新しい子ども社会学」再考』『子ども社会研究』20: 119-135)。
- 瀬川信久 2001 「過労自殺についての使用者の不法行為責任」『判例タイムズ』1046: 74-79。
- 潮見佳男 2009 『基本講義：債権各論Ⅱ不法行為法（第2版）』新世社。
- 武田さち子 「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> (2015年2月2日閲覧)。
- 田辺公二 1964 『民事訴訟の動態と背景：田辺公二著作集 第一巻』弘文堂。
- 采女博文 2007 「いじめ裁判に見る自殺と責任」『地方自治職員研修』40(2): 30-32。
- 山田陽子 2013a 「自死の「動機の語彙」としての「うつ病」：労災保険における「自死＝病死＝災害死」という構図」『現代思想』41(7): 81-97。
- 2013b 「「パワーハラスメント」のフレーム・アナリシス：労働者の自死の「動機の語彙」と「精神障害」フレーム」『現代の社会病理』28: 41-57。
- 山本雄二 1996 「言説的实践とアーティキュレーション：いじめ言説編成を例に」『教育社会学研究』59: 69-88。
- 2009 「ドキュメントを読む：いじめ自殺訴訟判決を例に」『教育社会学研究』84: 65-81。
- 横田昌紀 2012 「児童生徒のいじめ自殺訴訟の現状：因果関係を中心に」『判例タイムズ』1358: 4-29。
- 吉原法律事務所 2012 「原告の主張概略（第1回口頭弁論）」（「大津中2いじめ自殺支援」内）
<http://www.yoshihara-lo.jp/otsu-ijime/progress/20120522.html> (2015年3月1日閲覧)。

付記

本稿は、JSPS科研費25380652の助成を受けたものである。

「子ども」の意志・教育の責任

資料 いじめ自殺裁判判例一覧

	判例	事件概要	訴え概要	結果	いじめの事実認定 (不法行為)
1	新潟地判 1981年10月27日 判時1031号158頁	1975年11月20日 新潟県いわき市県立加茂農林高 (定時制) 男子生徒(高4・19) 暴行・恐喝→自殺(遺書あり)	国賠法1-1, 民法715 学校設置者 2,600万円あまり	請求棄却	不法行為の事実 は認定
2	福島地いわき支判 1990年12月26日 判時1372号27頁	1985年9月26日 福島県いわき市市立小川中 男子生徒(中3・14) 同級生の番長グループからの暴 行・恐喝→自殺(遺書なし)	国賠法1-1, 民法715 いじめ防止義務違反 学校設置者・主犯格生徒1人 の保護者 総額8,400万円	認容(1,109万円) ※保護者訴訟は 500万円で和解	不法行為の事実を 認定 →いわゆる「いじ め」にはかならず
3	東京地判 1991年3月27日 判時1378号26頁	1986年2月1日 東京都中野区区立富士見中 男子生徒(中2・13) 使い走り, 暴行, 「葬式ごっこ」 →自殺(遺書あり「生きジゴク」)	国賠法1-1, 3, 民法415, 709, 719 学校設置者・都+生徒2人の 保護者 総額6,000万円あまり	一部認容(400万 円) ※保護者訴訟も一 部認容(400万円)	86年1月以降の暴 力のみ「いじめ」と 認定
4	東京高判 1994年5月20日 判時1495号42頁	3の控訴審	3の控訴審	一部認容(都, 中 野区, 同級生に連 帯して1,150万円)	昭和60年9月以降を 「典型的ないじめで あり, しかも極めて 悪質ないじめ」と 認定
5	岡山地判 1994年11月29日 判時1529号125頁	1989年10月2日 岡山県鴨方町町立鴨方中 男子生徒(中3・15) いじめグループに暴行脅迫恐喝 →自殺(遺書あり「ふくろだた きにあいそくだ」)	国賠法1-1, 民法415 学校設置者 総額約4,600万円	請求棄却 (原告控訴後和解)	継続的復讐的いじ めを認定せず(証 拠なし)
6	秋田地判 1996年11月22日 判時1628号95頁	1993年5月6日 秋田県合川町公立合川高 男子生徒(高1) 連休明けに自殺(遺書なし)	国賠法1-1 学校を設置者 6,870万円あまり	請求棄却	一定のいたずらや 嫌がらせはあった が, 長期的復讐的 ではない
7	横浜地判 2001年1月15日 判時1772号63頁	1994年7月15日 神奈川県津久井町町立中野中 男子生徒(中2・14, 転校生) 集団の一つ一つは軽微ないじめ (マーガリン事件等)→自殺(遺 書なし)	国賠法1-1, 3, 民法709, 719 学校設置者・県+生徒10人(共 同不法行為責任) 約8,200万円+総額200万円 ※調査報告義務違反も追及	事実上勝訴(町・ 県に3,947万円、元 同級生9人に計200 万円)	共同不法行為を認 定
8	富山地判 2001年9月5日 判時1776号82頁	1988年12月21日 富山県富山市市立奥田中 女子生徒(中1・13) 精神的いじめ→自殺(遺書あり 「もうだれもいじめないで」)	国賠法1-1 学校設置者 安全保持義務不履行で1,500 万円、調査報告義務不履行で 500万円	請求棄却 (後に控訴棄却, 最 高裁不受理)	9月下旬頃にいじ めがあったと認定 →担任の働きかけ で12月頃から本人 がいじめがなくな ったと述べる
9	福岡地判 2001年12月18日 判時1800号88頁	1996年1月22日 福岡県三潞郡城島町町立城島中 男子生徒(中3・15) 自殺(遺書あり「またお金をよ うきゅうされた しかしそのお 金がないので死にます」)	国賠法1-1, 3 学校設置者・県 約4,700万円	一部認容(計1,000 万円) (後に控訴棄却, 最 高裁不受理)	一連の行為を「い じめにはかならず」と認定

「子ども」の意志・教育の責任

安全配慮義務違反 (教師の過失)	いじめと自殺の 事実的因果関係	相当因果関係	過失相殺	その他
もっと観察・対応 してくれればとい う無念はあろう	正しさが認められ ない無念→自殺決 意と認定 (遺書)	死の予見可能性は問 えない (自殺は内心に 関わることであり、他人 にわかるように自殺の 意志を表出しないと予 見できない)	—	※自殺の責任のみを論じており、3 以下の判例とは異なる
過失あり 全体像把握、協力 体制、再発防止を すべきだったが、 場当たり的対応が 被害を助長させた”	あり	あり (重大ないじめである という認識があれば、予 見可能性があったこと を要しない)	過失相殺=7割 本人の責任 (訴えず、 不登校などもしなかつ た) =4割 家族の責任 (機能不全、 家族も深刻さを認識で きなかった) =3割	※一般に教員は生徒の指導監督義 務、安全保持義務ありと明示 (親 権者と同等) ※具体的な安全保持義務の中身を 定義
86年1月以降のみ 安全保持義務違背 を認定	—	自殺の予見可能性は問 えない (意志的行為で あり自殺念慮を表白し ていないのに予見でき ない)	なし	※債務不履行構成は退ける ※学校の生徒の保護・安全保持義 務を明示 ※指導管理体制や具体的措置を論 ずる
昭和60年10月以降 の過失を認定 いじめを継続、苦 痛を防止できな かった	遺書からすれば 「本件いじめが自 殺の主たる原因で あることは疑いを入 れない」	自殺の予見可能性は問 えない (自殺をうかが わせるものがなかった)	なし	※学校の安全保持義務を明示 ※自殺は通常損害ではないと明示
安全配慮義務・教 育的配慮義務違反 につながる落ち度 があったとまでは 評価しがたい	直前3日間の暴行 と自殺の因果関係 は認定	自殺が予見可能性だ つたとは言えない	—	※債務不履行構成は退ける
(論じる必要なし)	自殺の主たる同期 を判定することは 困難 (遺書なし)	—	—	※「いじめ」概念は曖昧として、「い たずら」ないし「嫌がらせ」と表 記する
安全配慮義務違反 を認定。(教諭はお 互いさまと表面的 な仲直りをさせて 取るべき措置をと らなかった)	共同不法行為と自 殺との因果関係認 定	報道などを考え、自殺 を招きうることは予見 可能	過失相殺=4割 本人に原因があるとき もある 子どもの教育の責任は 第一義的に親 教諭も不十分ながら措 置は講じていた	※親ではなく生徒本人に請求 (謝 罪も報告もないので真実を知りた い) ※安全配慮義務を明示 ※具体的に取るべき措置を列挙 ※調査報告義務違反は認定せず
いじめに対しても 自殺に対しても安 全保持義務違反が あったとは言えな い	いじめの状況と遺 書から自殺の主要 因がいじめと認定	自殺の予見は極めて困 難	—	※「現代型いじめ」への対応を問 う訴訟 ※調査報告義務について明示→報 告しようとしていて違反があった とはいえない (教育目的の作文の 開示義務はない)
9月以降のいじめ への安全保持義務 違反を認定	いじめを苦にして 自殺したと認定	自殺の予見可能性は認 められない	—	※調査義務違反は否定

「子ども」の意志・教育の責任

	判例	事件概要	訴え概要	結果	いじめの事実認定 (不法行為)
10	鹿児島地判 2002年1月28日 判時1800号108頁	1996年9月18日 鹿児島県知覧町立知覧中 男子生徒(中3・14) 反復的継続的集団暴行→自殺 (遺書あり「おれが死ねばいじ めは解決する」)	国賠法1-1, 民法709, 719 学校設置者+加害生徒 総額9,205万円	一部認容(町に約 1,300万円+生徒5 人に約4,500万円)	共同不法行為責任 を認定(「集団暴 行」)
11	東京高判 2002年1月31日 判時1773号3頁	7の控訴審	7の控訴審	認容(町と県に 2,160万円, 元同級 生9人に連帯して 120万円)	「いじめ」と認定
12	新潟地判 2003年12月18日 判例地方自治 254号57頁	1998年8月6日 新潟県岩船郡朝日村立朝日中 男子生徒(中2・13) クラスとサッカー部に分断され た暴行等→自殺(遺書なし)	国賠法1-1 学校設置者 計約7,580万円	一部認容(230万 円)	暴行を認定
13	横浜地判 2006年3月28日 判時1938号107頁	1998年7月25日 神奈川県横浜市県立野庭高 女子生徒(高1・15) 吹奏楽部内の中傷→心因反応→ 衝動的自殺(遺書なし)	国賠法1-1, 民法415, 709, 719 学校設置者+同級生3人 総額約9,700万円 ※事後の作文をめぐる報告義 務違反も追及	一部認容(県330万 +生徒1人に56万 円) (後に控訴審で双 方と和解)	中傷の継続性違法 性を認定
14	東京高判 2007年3月28日 判時1963号44-56 頁	1999年11月26日 栃木県鹿沼市市立北犬飼中 男子生徒(中3・15) いじめ(パンツ下げ事件等)→ 自殺(遺書なし)	国賠法1-1, 3 学校設置者・県+生徒2人と 両親 総額1億1千万円	一部認容(市と県 に860万円) ※生徒は一部一審 で確定・一部控訴 審で和解	暴行と級友の放置 がいじめと認定
15	名古屋地判 2011年5月20日 判例2132号62頁	2006年8月18日 名古屋経済大学市邨中 女子生徒(中1→転校の上自殺 時高2・16) いじめ(靴に画鋏など)→解離 性人格障害→自殺(遺書なし)	民法415, 709, 715-1, 2 学校法人・理事長・担任 総額約4,264万円	認容(被告らに約 1,491万円)	いじめと認定
16	東京地判 2012年7月9日 訟務月報59巻9号 2341頁	2005年10月11日 埼玉県北本市市立北本中 女子生徒(中1・12) 自殺(遺書あり「クラスの一部 に勉強にテストのせいかも」)	国賠法1-1 学校設置者+文部科学省 ※調査報告違反も追及 総額約3,837万円	請求棄却	(自殺の原因となる 行為はない)
17	名古屋高裁 2012年12月25日 判時2185号70頁	15の控訴審	15の控訴審	一審変更(被告ら に約619万円)	いじめは認定

「子ども」の意志・教育の責任

安全配慮義務違反 (教師の過失)	いじめと自殺の 事実的因果関係	相当因果関係	過失自殺	その他
学校側の安全義務 違反認定	生徒らの暴行と自殺の間の因果関係を認定	予見可能性は、教員らが暴行を知ったのは自殺の直前だったとして認めない (加害生徒たちの予見可能性は認める)	なし (生徒には過失自殺4割 = 被害者家族も形式的な仲直りをさせて登校を説諭、本人が首をつるしぐさをして冗談と取り合わなかった)	※特別損害説を保持しつつ「いじめが継続し、その結果、精神的に追い詰められていた状況にあること」を予見していれば可としている
学校側の安全配慮 義務違反認定	自殺との因果関係認定	報道などを考え、自殺を招きうることは予見可能 (生徒たちの予見可能性は否定)	過失自殺 = 7割 親の監督義務違反 本人がいじめを打ち明けなかった 本人に原因のあるときもある 教諭も不十分ながら措置は講じていた	※安全配慮義務の内容を明示 ※生徒の予見可能性否定は、一つ一つは軽微 + 指導が不十分な状況だから
クラスは義務違反なし、部活で安全配慮義務違反ありと認定	—	自殺の予見可能性は困難 (自殺が夏休み中、1月以上親からの情報がなかった)	なし	※加害生徒とは和解 ※教員らの義務を、損害結果の予見と、結果を回避する義務と定義
注意義務違反を認定	自殺は衝動的で様々な要因が重なっているのので、被告言動と自殺の相当因果関係があるとは言えない	予見可能性があったとはいえない (学校も加害生徒も)	なし	※心因反応 (鬱状態) という診断があった ※報告義務違反は認めず
1学期までの安全配慮義務違反を認定 (夏以降は義務を負っていないかった)	いじめが孤立感を深めて自死につながったと認定 鬱へのり思 → 自殺という流れも認定	1学期の時点で鬱病罹患 (いじめ → 鬱) は予見できなかった (鬱 → 自殺の責任はない)	なし	※いじめ → 鬱を問題として訴えている (鬱 → 自殺は自明と言う構成) ※一番は一部認容 (生徒2人と市、県に計240万円 + 生徒1人の両親にも賠償責任認容) = 安全配慮義務違反を認めたが、夏休み後いじめが軽減 & 進学問題などでも悩んでいた → いじめと自死の相当因果関係を認めず
債務不履行 (義務違反) 認定	いじめと後遺症 (解離性人格障害) による自殺の因果関係認定	報道等からいじめを契機として精神疾患や自死等に至るおそれがあることは公知の事実 (予見可能)	過失自殺 = 7割 自死が転出から3年以上経過し、専ら原告が監護養育する中で生じた	※いじめ → 解離性人格障害 → 鬱という訴え、認容
いじめ防止義務違反があったと認めることは困難	自殺の原因がいじめであったとは認定できない	—	—	※調査義務違反も棄却 ※国の義務についても棄却
いじめの放置という債務不履行 (義務違反) 認定	いじめ以前の問題を考慮してもいじめと解離性人格障害に因果関係はあるが、自殺までの相当因果関係はない (自殺の引き金は直近の要素)	—	なし	※解離性人格障害についても幼少期を考慮して35%責任減

「子ども」の意志・教育の責任

	判例	事件概要	訴え概要	結果	いじめの事実認定 (不法行為)
18	前橋地判 2014年3月14日 判例時報2226号 49頁	2010年10月23日 群馬県桐生市市立新里東小 女子生徒(小6・12) いじめ→自殺(遺書なし)	国賠法1-1, 3 学校設置者・県 ※主位請求(自死)と予備請 求(いじめ)に分割 総額約3,200万円	一部認容(450万 円) (後に前橋地裁で 和解)	いじめと認定

(注1) 横田(2012), 武田(<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>)を参照した。

(注2) 「——」印は判例中で検討されていない点。

(出典) 筆者作成。

「子ども」の意志・教育の責任

安全配慮義務違反 (教師の過失)	いじめと自殺の 事実的因果関係	相当因果関係	過失相殺	その他
安全配慮義務違反 認定	学校側の対応と自殺の間には事実的因果関係があり、自殺の主たる原因だった	自殺をほのめかす言動はなく、自殺は突発的で予見できなかった	なし	※文科省通知等で児童がいじめにより自死を図る例は周知されていたが、それだけで具体的に予見可能とはいえないと判断

Abstract in English

Children's Will, Schools' Responsibility

— Change and Stability in Civil Court Narratives on Children's
Suicide Caused by School Bullying —

Eriko MOTOMORI

This paper tries to analyze Civil Court narratives on so-called “suicide caused by school bullying (*ijime-jisatsu*)” in Japan by examining 18 available precedent cases. In Japan, “suicide caused by school bullying” has caused moral panic for 30 years. People react strongly to the death of children and, as a result, condemn schools that were unable to prevent the tragedy. However, in Civil Court justice, which can be regarded as a system that offers practical solutions to conflicts, the liability of schools is not easy to be established in suicide cases.

Since the mid-1990s, a detailed process of fact-finding to establish the fact of bullying and a breach of school duty to protect children's safety has been established and become a judicial doctrine. Furthermore, the existing legal logic requires the suicide to have been foreseeable in order for liability to be established. In practice, this means that victims would need to have suggested their willingness to die in advance. Due to such obstacles, a school's liability for a student's death has rarely been established.

It is true that new logic has appeared in recent precedent cases: teachers should foresee the possibility of suicide, if a student is badly bullied (or sometimes depressed). However, even when foreseeability (=the

school's liability) is established, the judge will often proceed to comparative negligence. In such cases, the matter of the intention of the victim children is often considered a factor.

In sum, the judicial system presupposes an educational order in which teachers must confront the difficulty of guiding children while respecting their will and agency, and tries to terminate the endless condemnation of schools that are not taking responsibility. Of course, the judicial system also reflects the social climate and sometimes applies looser standards to evaluating liability. However, the reflection ends at a certain point. This tension between maintaining and loosening the existing system in Civil Court justice shows us another aspect of our views on children, in addition to moral panic among citizens.

Keywords: suicide, tort liability, school bullying